

病院での窓口負担が軽減されます！

70歳未満の組合員または被扶養者の診療にかかる費用が高額療養費に該当しそうな場合は、入院・外来を問わず組合員証等(保険証)と一緒に「限度額適用認定証」を病院窓口に表示することで支払いが自己負担限度額までとなります。

また、マイナンバーカードを健康保険証として登録(マイナ保険証)すると、限度額適用認定証の申請・提示がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



差額ベッド代等の保険診療外の負担や、入院時の食事負担等は対象外です。

医療費100万円で「適用区分:ウ※」の共済花子さんの場合

負担割合: 3割

※標準報酬の月額が28万円以上53万円未満

1 限度額適用認定証を提示した場合

※マイナ保険証を利用した場合



窓口で支払う金額
(自己負担限度額)

87,430円
になります。

2 限度額適用認定証を提示しない場合



窓口で支払う金額
(医療費の3割)

300,000円
になります。

使用できる
範囲

入院する
とき

ひと月の外来診療の
医療費が高額になるとき

薬局で高額な薬剤
治療を受けるとき

出産で帝王切開を
するとき

など

医療費 100万円		3割 300,000円	7割 700,000円
自己負担 限度額	高額療養費 212,570円 (共済組合が支払)	共済組合負担	
87,430円			

医療費 100万円		3割 300,000円	7割 700,000円
全額ご自身でお支払いいただき後日、高額療養費 212,570円を共済組合より送金いたします。		共済組合負担	

高額療養費等計算式

自己負担限度額	$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$
高額療養費	$300,000円 - 87,430円 = 212,570円$
一部負担金払戻金等	$87,430円 - 25,000円 = 62,400円$ (100円未満切り捨て)

手続きは、所属所の共済事務担当課へ「限度額適用認定申請書」を提出していただき、申請書にもとづき共済組合から「限度額適用認定証」を交付いたします。(任意継続組合員の方は、共済組合へ直接提出してください。)

「限度額適用認定申請書」は共済組合のホームページからダウンロードできます。

◆自己負担限度額の計算例 (70歳未満)

標準報酬の月額	所得区分	適用区分	限度額計算方法
830,000円以上	上位所得者Ⅰ	ア	$252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$
530,000円以上 830,000円未満	上位所得者Ⅱ	イ	$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$
280,000円以上 530,000円未満	一般Ⅰ	ウ	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
280,000円未満	一般Ⅱ	エ	57,600円
低所得者(市町村民税非課税等)		オ	35,400円

*70歳以上75歳未満の方で、自己負担割合が2割の場合は共済組合から発行している「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので申請の必要はありません。

ただし、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者(標準報酬月額が83万円以上を除く)の場合は申請が必要です。

*市町村民税非課税の方は申請用紙が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306